

高病原性鳥インフルエンザ 埼玉県で疑似患畜を確認(今季3例目) ウイルス侵入に最大限の警戒を！！

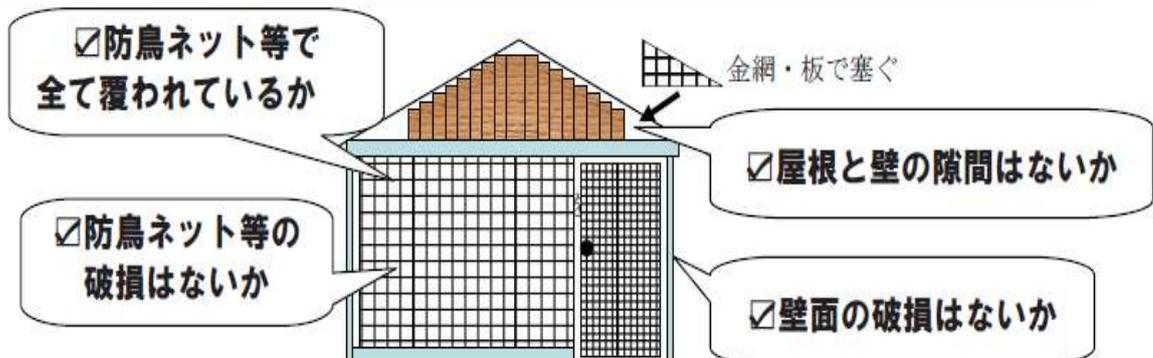
【概要】

- ・ 埼玉県毛呂山町：採卵鶏(約4万5千羽)
- ・ 11月29日、農場から死亡羽数増加の通報を受け簡易検査を実施。11月30日、遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確認。

！今シーズン、家きんでは既に佐賀県、関東で茨城県、埼玉県での発生を確認。野鳥では北海道から鹿児島県まで38事例を確認。
！過去最多の発生数となった昨シーズンと同様な状況であり、今シーズンも発生リスクは非常に高い状況！最大限の警戒が必要！

”再度” 家きん舎の一斉点検を！

家きん舎の内外から改めて詳細に緊急点検し、
十分でない場合には修繕等を行って下さい



異常をみつけた場合には直ちに山梨県東部家畜保健衛生所まで

電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108

夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005・090-5544-7868

(参考)

高病原性鳥インフルエンザ

Highly Pathogenic Avian Influenza

防疫対策徹底のポイント

01 重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。
10月から翌年5月までは警戒を強化。特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

02 発生予防対策

1 家きん飼養農場における発生予防の徹底

入出時対策

消毒・更衣前後における交差のない動線、明確な境界線の確保。

作業従事者のほか、外部事業者も対策を徹底



野生動物対策

農場内の整理・整頓、堆肥舎や鶏糞搬出口への覆いの設置。

一見隙間のなさそうな家きん舎でも入念に便入口を点検



入気口対策

粉じん、羽毛等の取込み対策に野鳥避けの設置。フィルター設置も検討。

普段は目が届きにくい場所の対策も重要



2 飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検

飼養衛生管理の基本的な管理項目を飼養衛生管理者が一斉点検、毎月都道府県で取りまとめ。

ネズミや害虫の駆除、破損箇所の修繕、農場及び共同施設への出入り時の消毒などにも注意！

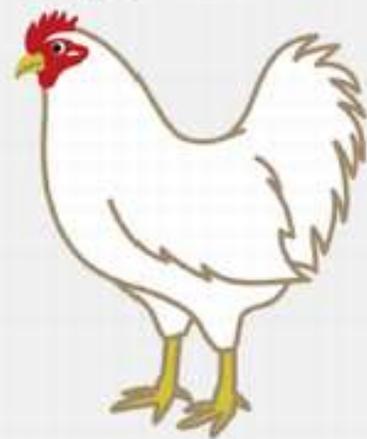
03 まん延防止対策

1 毎日の健康観察、異状の早期発見&早期通報

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。

2 疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な事前準備

疾病発生時の初動防疫及びまん延防止措置を円滑に講じられるよう、都道府県内の関係部局及び関係機関、市町村、関係団体等と連携。



04 監視体制、環境対策等

- ・あひる等の水きん類を飼養している農場は、他に優先して定点モニタリングの対象。
- ・野鳥のサーベイランス検査を実施する体制を構築。
- ・農場周辺の水場、環境での野生動物対策。